

重要事項説明書

社会福祉法人 みなべ町社会福祉協議会 はあと館

1 事業所の概要（令和6年8月1日現在）

事業所名	みなべ町社協 はあと館		
所在地	和歌山県日高郡みなべ町芝447番地2		
連絡先	電話 0739-33-2139 FAX 0739-72-5610		
夜間及び緊急時の連絡先	0739-33-2139 ※携帯電話への転送のため一時的に繋がらない場合があります。 ※救急対応はできません。		
提供可能サービス及び 介護保険事業所番号	訪問介護	3072100021号	
管理者及び連絡先	サービス種類	氏名	連絡先
	訪問介護	吉川厚子	(0739) 33-2139
サービス提供地域	訪問介護	みなべ町	

2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員	
管理者	訪問介護	1名（常勤兼務1名）	
サービス提供責任者	訪問介護	2名（常勤兼務1名、非常勤兼務1名）	
サービス担当職員	訪問介護	6名（常勤1名、非常勤5名）	
事務担当職員	訪問介護	1名（常勤兼務1名）	
サービス提供者	介護福祉士	訪問介護	3名（常勤1名、非常勤2名）
	准看護師	訪問介護	1名（非常勤1名）
	ホームヘルパー1級	訪問介護	0名（常勤0名）
	ホームヘルパー2級	訪問介護	4名（非常勤4名）
	介護職員初任者研修	訪問介護	0名（常勤 名、非常勤 0名）
	その他		名（常勤 名、非常勤 名）

3-① サービスの内容

- (1) 「訪問介護」は、利用者の居宅（自宅）において訪問介護員（ヘルパー）その他政令で定める者を派遣して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。
- (2) 事業者は、下記のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。
- (3) サービス提供にあたっては、別添の「訪問介護計画書」に沿って計画的に提供します。

【サービス内容区分】

<身体介護> ①起床介助 ②就寝介助 ③排泄介助 ④衣服の脱着 ⑤整容介助 ⑥身体の清拭・洗髪 ⑦入浴介助		⑧食事介助 ⑨体位変換 ⑩服薬介助 ⑪通院等外出介助 ⑫移動・移乗介助 ⑬その他 ()	<生活援助> ①調理 ②洗濯 ③住居の掃除・整理整頓 ④買い物 ⑤薬の受取り ⑥衣服の整理・被服の補修 ⑦ベット・メイク ⑧その他 ()
<通院等乗降介助> ①乗車、降車介助 ②移動介助 ③受診手続き等			

【ご注意】 次のようなサービスは、介護保険上のサービスとして提供することはできませんので、ご了承願います。

- 1) 「本人の援助」に該当しないもの
 …家族等のための洗濯・調理・買い物・布団干し、主として利用者が使用する居室以外の掃除、来客の応接（お茶の手配等）、自家用車の洗車 等
- 2) 「日常生活の援助」に該当しないもの
 …庭の草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話、家具等の移動、大掃除、窓のガラス磨き、室内外家屋の修理、正月料理等の特別な調理 等
 ※サービス提供は居宅サービス計画をもとに提供します。

3-② サービス提供責任者等

(1) サービス提供の責任者（管理者等）は、次のとおりです。

なお、サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名： 吉川 厚子 連絡先（電話）： (0739) 3 3 - 2 1 3 9

(2) サービスを提供する主な訪問介護員（ヘルパー）は次のとおりです。なお、事業者の都合により訪問介護員を変更する場合は、サービス提供責任者から事前に連絡します。

主な訪問介護員の氏名： _____

4 サービス提供地域

みなべ町

5 サービス提供時間

サービス種類	平日	土、日曜日	祭日
①訪問介護	8:30～17:00	原則休日 必要に応じて対応を致します	原則休日 必要に応じて対応を致します

(注) 年末年始（12/29～1/3）は「休日」の扱いとなります。

6 利用者負担金

※ 利用者負担金は、次の3種類に分かれます。具体的な金額は下記のとおりです。

- ①介護報酬に係る利用者負担金（費用全体の介護保険負担割合証の記載の割合 原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です）
- ②運営基準で定められた「その他の費用」（全額、自己負担）
- ③通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用（全額、自己負担）

なお、②又は③の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならないこととされています（疑問点等があれば、お尋ねください）。

① 介護報酬に係る費用

区分 (介護給付)	サービス1回当たりの料金						
基本額 利用者負担は、上段1割、中断2割、下段3割負担額を円に換算し表示したものです。	所要時間	内容		所要時間	内容		
		身体介護			生活援助		
	20分未満	1,630円		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 身体介護の (20分以上) 時間に引き続き 生活援助を行う </div>			
		1割	163円				
		2割	326円				
	3割	489円					
	20分以上 30分未満	2,440円			20分以上45分未満	1,790円	
		1割	244円			1割	179円
		2割	488円			2割	358円
	30分以上 1時間未満	3,870円			45分以上70分未満	2,200円	
		1割	387円			1割	220円
		2割	774円			2割	440円
	1時間以上 1時間30分未満	5,670円			身体介護の (20分以上) 時間に引き続き	2,200円	
		1割	567円			2割	440円
		2割	1,134円			3割	660円
	以降 30分増す毎に	820円			20分以上45分未満	650円	
		1割	83円			1割	65円
		2割	164円			2割	130円
					45分以上70分未満	1,300円	
						1割	130円
						2割	260円
					3割	420円	
					70分以上	1,950円	
						1割	195円
		2割	390円				
		3割	585円				
所要時間 及び内容	通院等乗降介助						
1回 (片道)	970円				運賃が別途必要になります		
	1割	97円					
	2割	194円					
	3割	291円					

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）についてサービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

- ※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。
- ※ 要介護度が4又は5の利用者の場合であって、通院等のための乗車又は降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の所要時間(20～30分程度以上)を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。
例えば、乗車の介助の前に連続して、寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合などです。
- ※ 要介護度が1～5の利用者であって、通院等のための乗車又は降車の介助の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

(2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

早朝・夜間加算	早朝（6時～8時）又は夜間（18時～22時）に訪問した場合	所定単位数×25%
深夜加算	深夜（22時～6時）に訪問した場合	所定単位数×50%
利用者の希望により2人の訪問介護員が訪問した場合		所定単位数×200%
中山間地域における小規模事業所加算（地域に関する状況）	通常のサービス提供地域以外の居住地の場合	上記額の5%
初回加算	新規に利用される場合、サービス提供責任者が自ら訪問、同行訪問した場合	2,000円
		1割 200円
		2割 400円
		3割 600円
緊急時訪問介護加算	利用者家族の要請により、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携し、計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合	1,000円
		1割 100円
		2割 200円
		3割 300円
生活機能向上加算（Ⅰ）	初めて、訪問、通所リハビリテーションを行う理学療法士等の助言に基づき、とサービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、訪問介護を行った場合	1,000円
		1割 100円
		2割 200円
		3割 300円
生活機能向上加算（Ⅱ）	訪問、通所リハビリテーション等を行う理学療法士等とサービス提供責任者が共同して、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、訪問介護を行い、現状の把握、改善の評価を行った3か月間のみ	2,000円
		1割 200円
		2割 400円
		3割 600円
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員の賃金改善等を実施している	算定の224/1000の加算

減算

高齢者虐待防止措置未実施減算	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合	所定単位の1/100の減算
----------------	----------------------	---------------

業務継続計画未策定減算	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合	所定単位の1/100の減算
-------------	----------------------	---------------

② 通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割分）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬の告示上の額と同額とします	区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合など介護保険枠外のサービス料金です。

※ 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。）

③ 通院乗降介助時の運賃

発着地	利用料金（片道）
清川～高城	500円
清川～町内（上南部）	1,500円
清川～町内（旧町内）	2,000円
清川～田辺市内（田辺中央病院、紀南病院）	2,500円
清川～南和歌山医療センター周辺、上富田町	3,000円
清川～御坊市、美浜町、白浜町	3,500円
高城～高城	500円
高城～町内（上南部、旧町内）	1,500円
高城～田辺市内（中央病院、紀南病院）	2,500円
高城～南和歌山医療センター周辺、上富田町	3,000円
高城～白浜町、御坊市、美浜町	3,000円
上南部～上南部、旧町内	500円
上南部～田辺市内（中央病院、紀南病院）	1,500円
上南部～南和歌山医療センター周辺、上富田町	2,000円
上南部～白浜町	2,500円
上南部～御坊市、美浜町	3,000円
南部～上南部、旧町内	500円
南部～田辺市内（中央病院、紀南病院）	1,500円
南部～南和歌山医療センター周辺、上富田町	2,000円
南部～白浜町	2,500円
南部～御坊市、美浜町	3,000円
岩代～上南部、旧町内	500円
岩代～田辺市内（中央病院）	1,500円
岩代～田辺市内（紀南病院）	1,500円
岩代～南和歌山医療センター周辺、上富田町	2,000円
岩代～御坊市、美浜町	2,500円
岩代～白浜町	3,000円

上記の記載地域以外については、ご相談させていただきます	
待機運賃（1時間以内）	1,000円 (30分ごとに500円追加)

④その他

ア 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

- A 自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。）
- B 現金払い（サービス提供時に毎回又は月1回定められた日にお支払い願います）
- C 銀行振り込み（期日までに利用者の方がお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。）

イ 上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。

居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割）を請求することになります。

7 サービス利用の中止

(1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）：0739-33-2139

(2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前日まで	無料	
サービス利用日の当日※1	1,000円	※2

※1 キャンセル対象となる主な場合：事前に連絡がなく、訪問時に突然のキャンセルを申し出た場合、訪問予定を間違える等の理由で訪問予定時間に不在の場合等。

※2 なお、直前のキャンセルであっても、入院や緊急的な治療が必要となるような重篤な病状の場合（救急搬送や緊急往診の場合）は対象となりません。

その他

(1) 介護職員等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

8 当事業所のサービス方針等

※要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

9 緊急時及び事故発生時等の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	主治医等（医療機関）の氏名（名称） 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損保ジャパン株式会社
-------	------------

保険名	賠償責任保険
補償の概要	対人・対物事故、人格権侵害等の賠償補償

※なお、家電製品や清掃用具を使用しますが、購入から概ね5年以上経過（家電製品の部品保有期間等）しており、破損等が経年劣化によるものである場合は、補償できないことがあります。

10 非常災害対策

救助→救援→避難の必要な対応を行います。

例として

- ◇ 火気の点検と始末（ブレーカーを切る）
- ◇ 家屋倒壊、津波浸水の危険、避難勧告が出された場合、利用者を安全な場所、避難場所に誘導
- ◇ 各事業所、家族へ連絡
- ◇ 重症者の受入先確保及び搬送(搬送先までのルートの安全確認)
- ◇ 事業所間の連絡(応援体制)
- ◇ 利用者家族への連絡(安否確認)

11 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業所相談窓口	電話番号 0739-33-2139 fax 番号 0739-72-5610 相談員（管理者）吉川厚子 対応時間 午前8：30～午後5：30
法人の相談窓口	電話番号 0739-72-5611 Fax 番号 0739-72-5610 苦情解決責任者：土井郁夫(事務局長) 苦情受付担当者：宇井博信(総括管理者) 第三者委員：(1)[連絡先 宮本崇：] (2)[連絡先 久保眞澄：]

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

みなべ町役場健康長寿課 介護保険係	所在地 日高郡みなべ町東本庄 100 電話番号 0739-33-7234
和歌山県国民健康保険 団体連合会	所在地 和歌山市吹上2丁目1-22 日赤会館内 電話番号 073-427-4662

12 当法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 みなべ町社会福祉協議会
代表者名	会長 田中 随晋
所在地・電話	〒645-0002 みなべ町芝 447 番地 2 電話番号 0739-72-5611
業務の概要	訪問介護、通所介護、訪問入浴、訪問看護（予防）、居宅介護支援
事業所数	訪問介護 1事業所 訪問入浴 1事業所 通所介護 2事業所 訪問看護（予防） 1事業所 居宅介護支援 2事業所

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 みなべ町社会福祉協議会

会長 田 中 随 晋

事業所名 みなべ町社協 はあと館

説明者 吉川 厚子

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者) 氏名 _____

[代理人又は立会人
氏名 _____